



松井特許事務所
S. MATSUI & ASSOCIATES

[ホーム](#)
[サイトマップ](#)
[English](#)

お気軽にご相談ください
03-6770-2124
お問い合わせフォーム

[事務所のご案内](#)

[初めの方へ
\(特許制度のご紹介\)](#)

[料金のご案内](#)

[特許トピックス](#)

[お問い合わせ](#)

[ホーム](#) > [特許トピックス](#) > [改正法解説](#) > 3 不服審判請求期間の拡大(特許法、意匠法、商標法)

特許トピックス

改正法解説
健康食品と特許
料金の節減制度
早期審査制度
食品の用途発明について

改正法解説

3 不服審判請求期間の拡大(特許法、意匠法、商標法)

拒絶査定に不服がある場合には、不服審判を請求できます。従来、不服審判請求は、査定謄本送達日から30日以内にしなければならなかったのですが、改正により、請求できる期間が3ヶ月以内に拡大されました。これにより拒絶査定の内容について十分に検討する時間的余裕が得られます。ただし、不服審判請求にともなって特許出願の明細書等を補正する場合、不服審判の請求と同時にしなければならないこととなりましたので、注意が必要です。

[ホーム](#)
[ニュース](#)
[English](#)

[事務所のご案内](#)
[事務所概要](#)
[事業内容](#)
[スタッフ紹介](#)
[アクセス](#)
[各種フォーマット](#)
[リンク](#)

[特許制度のご案内](#)
[特許出願](#)
[実用新案出願](#)
[意匠出願](#)
[商標出願](#)
[外国出願](#)

[料金のご案内](#)

[特許トピックス](#)

[お問い合わせ](#)

Copyright ©2016. All Rights Reserved.